

お申込時の注意事項(必ずお読み下さい)

【一般・その他(ロケ撮影関係以外)でご利用の方】

※ロケーション撮影関係でご利用の方は
「行為・占用許可申請書(ロケ撮影関係)」をご覧ください

お申込の場合は必要事項をご記入頂き、事前(実施の1ヶ月前まで)に
FAXにてご送付頂きますようお願いいたします。

注) 申請書の受付は公園使用日の2ヶ月前からとさせていただきます。

(行為・占用)許可を申請される場合には、別紙「大阪市公園条例第4条」を必ずお読み頂き、
また公園使用時には公園利用者、及び園内施設管理の妨げにならないよう御注意ください。
使用料は前納制となっております。公園を使用する前に大阪城パークセンターへ「申請書原本」を
御提出いただき、使用料を現金にてお支払いください。引き換えに「許可証兼領収書」を
交付させていただきます。(釣銭が発生しないように御協力をお願いします)。
一旦お支払い頂いた使用料はキャンセル等による返金が行えませんのでご了承ください。
なお、事務所営業日は月～金9:00～17:30(祝日、12/29～1/3を除く)と
なっております。土日祝日に撮影を行われる場合は、事務所来所日にご注意ください。
また許可証交付時に撮影時間の変更は行えませんのでご注意ください。
その他、不明な点がございましたら大阪城パークセンター(tel06-6755-4146)までお問合せください。

**※大阪市公園条例の一部改正に伴い、令和6年度～令和8年度にかけて
公園使用料の改定を予定しております。
詳しくは大阪城パークセンターまでお問合せ下さい。**

★FAX送付先:06-6755-4149(大阪城パークセンター)★

行為
占用
許可申請書 (新規・更新)

令和 年 月 日

大阪市長様

申請者 住所

(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名印

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名印)

生年月日 年 月 日生

(法人にあつては代表者の生年月日。行為許可申請の場合にのみ記入)

職業

(法人にあつては営業種目)

電話番号

大阪市公園条例第4条第1項
都市公園法第6条第1項
の規定により、次のとおり許可申請します。

① 場所			
② 目的			
行為	③ 内容・面積		
	④ 期間	令和 年 月 日 午前・午後 時 分から 令和 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
占用	⑤ 占用物件の種類・数量		
	⑥ 期間	令和 年 月 日 午前・午後 時 分から 令和 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
⑦ 占用物件の構造、外観		⑧ 占用物件の管理方法	
⑨ 設置工事の実施方法		⑩ 工事の着手及び完成の時期	令和 年 月 日 着手 令和 年 月 日 完成
⑪ 都市公園の復旧方法		⑫ その他参考となるべき事項	

行為許可申請については、⑤から⑪までの欄には、記入しないでください。

占用許可申請については、③及び④の欄には、記入しないでください。

大阪市公園条例第4条に基づき、行為許可申請をされる皆様へ（お知らせ）

平成22年1月1日より施行された改正大阪市公園条例に基づき、行為許可を申請される場合には、暴力団の利益となる使用は許可できません。また、許可を行った後に暴力団の利益となる使用であることが判明したときは許可を取り消します。

暴力団の利益となる使用か否かの確認が必要であるときには、申請書等に記載された情報をもとに大阪府警察本部に対して照会を行う可能性があります。

大阪市公園条例第4条（抜粋）

（行為の制限）

第4条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること
- (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること
- (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
- (4) ロケーションをすること
- (5) はり紙、はり札その他の広告物(以下「広告物」という。)を表示すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名、生年月日及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日並びに営業種目とする。)
- (2) 行為の目的
- (3) 行為の期間
- (4) 行為を行う場所
- (5) 行為の内容
- (6) その他市規則で定める事項

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、第1項同項又は前項の許可を与えることができる。

- (1) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。